

東京都市計画一団地の住宅施設の変更 (練馬区決定)

下石神井第3住宅を石神井町一団地の住宅施設に名称を改め、次のように変更する。

名 称	石神井町一団地の住宅施設		
位 置	練馬区石神井町二丁目及び高野台五丁目各地内		
面 積	約2.4 ha		
建 築 物 〔 密 度 〕 の 限 度	ブ ロ ック	建築面積の敷地面積 に対する割合	延べ面積の敷地面積に 対する割合
	A	4/10以下	9/10以下
	B	4/10以下	12/10以下
	C	4/10以下	8/10以下
住 宅 の 予 定 戸 数	高層	——	
	中層	約240戸	
	低層	——	
	計	約240戸	
配 置 の 方 針	公 共 施 設	道 路	都市計画道路 補助線街路第132号線：幅員16m 各街区の外周に、原則として幅員6m以上の区画道路を配置し、歩道又は歩行者通路を設置する。
		公 園 お よ び 緑 地	公園：1箇所、約2,200㎡ 緑地：団地内に適宜配置する。

配 置 の 方 針	公 共 施 設	その他の 公共施設	上水道：水道業者より供給を受ける。 下水道：公共下水道に放流する。 ガ ス：ガス事業者より供給を受ける。
	住 宅	公 益 的 施 設	集 会 所：1箇所 高 齢 者 福 祉 施 設：1箇所 駐 車 場：計画戸数の約3割に相当する台数分 を確保し、団地内に適宜配置する。 自 転 車 置 場：計画戸数の約1.5倍に相当する台数 分を確保し、団地内に適宜配置する。
			住 宅

「区域並びに建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の限度、公共施設、公益的施設及び住宅の配置は計画図表示のとおり。」

理由 地域の特性に応じて土地の合理的かつ有効な利用を図りつつ、良好な居住水準と居住環境を有する公共住宅の供給に寄与するため、変更する。

新旧日文対照表

()内は変更前を示す

名称	石神井町一団地の住宅施設 (下石神井第3住宅)		
位置	練馬区石神井町二丁目及び高野台五丁目各地内 (練馬区下石神井二丁目及び谷原町二丁目各地内)		
面積	約2.4ha(約2.88ha)		
建築物 〔密度〕の 限度	ブロック	建築面積の敷地面積 に対する割合	延べ面積の敷地面積に 対する割合
	A	4/10以下	9/10以下
	B	4/10以下	12/10以下
	C	4/10以下	8/10以下
住宅の 予定戸数	高層	————	
	中層	約240戸	
	低層	———— (約120戸)	
	計	約240戸(約120戸)	
配置 の方針	公共 施設	道路	都市計画道路 補助線街路第132号線：幅員16m 各街区の外周に、原則として幅員6m以上の区画道 路を配置し、歩道又は歩行者通路を設置する。
		公園 および 緑地	公園：1箇所、約2,200㎡(児童公園4箇所) 緑地：団地内に適宜配置する。

配 置 の 方 針	公共 施設	その他の 公共施設	上水道：水道業者より供給を受ける。 下水道：公共下水道に放流する。 ガス：ガス事業者より供給を受ける。
	公益的施設		集会所：1箇所 高齢者福祉施設：1箇所 駐車場：計画戸数の約3割に相当する台数分 を確保し、団地内に適宜配置する。 自転車置場：計画戸数の約1.5倍に相当する台数 分を確保し、団地内に適宜配置する。
針	住宅		周囲との調和を図りつつ、土地の合理的かつ有効 な利用を図るため、中層住宅を適宜配置する。 また、住棟の周辺等は緑化に努める。

「区域並びに建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の限度、公共施設、公益的施設及び住宅の配置は計画図表示のとおり。」

理由 地域の特性に応じて土地の合理的かつ有効な利用を図りつつ、良好な居住水準と居住環境を有する公共住宅の供給に寄与するため、変更する。

変更概要

名 称	変 更 概 要
<p>石神井町 一団地の住宅施設</p>	<p>1 名称の変更 (旧) 下石神井第3住宅 ⇨ (新) 石神井町一団地の住宅施設</p> <p>2 位置の表示の変更 (旧) 練馬区下石神井二丁目及び谷原町二丁目各地内 ⇨ (新) 練馬区石神井町二丁目及び高野台五丁目各地内</p> <p>3 区域・面積の変更 (旧) 約2.88ha ⇨ (新) 約2.4ha (区域の変更は計画図のとおり)</p> <p>4 建築物(密度)の限度 (旧) 規定なし ⇨ (新) 建ぺい率: 4/10以下(A, B, Cブロック共) 容積率: 9/10以下(Aブロック)、12/10以下(Bブロック)、 8/10以下(Cブロック)</p> <p>5 住宅の予定戸数の変更 (旧) 約120戸 ⇨ (新) 中層 約240戸</p> <p>6 公園の配置の方針の変更 (旧) 児童公園4箇所 ⇨ (新) 公園1箇所 約2,200㎡</p> <p>7 公益的施設の配置の方針の変更 (旧) 規定なし ⇨ (新) 集会所: 1箇所 高齢者福祉施設: 1箇所 駐車場: 計画戸数の約3割に相当する台数分を確保し、団地内に適宜配置する。 自転車置場: 計画戸数の約1.5倍に相当する台数分を確保し、団地内に適宜配置する。</p>

東京都市計画一団地の住宅施設

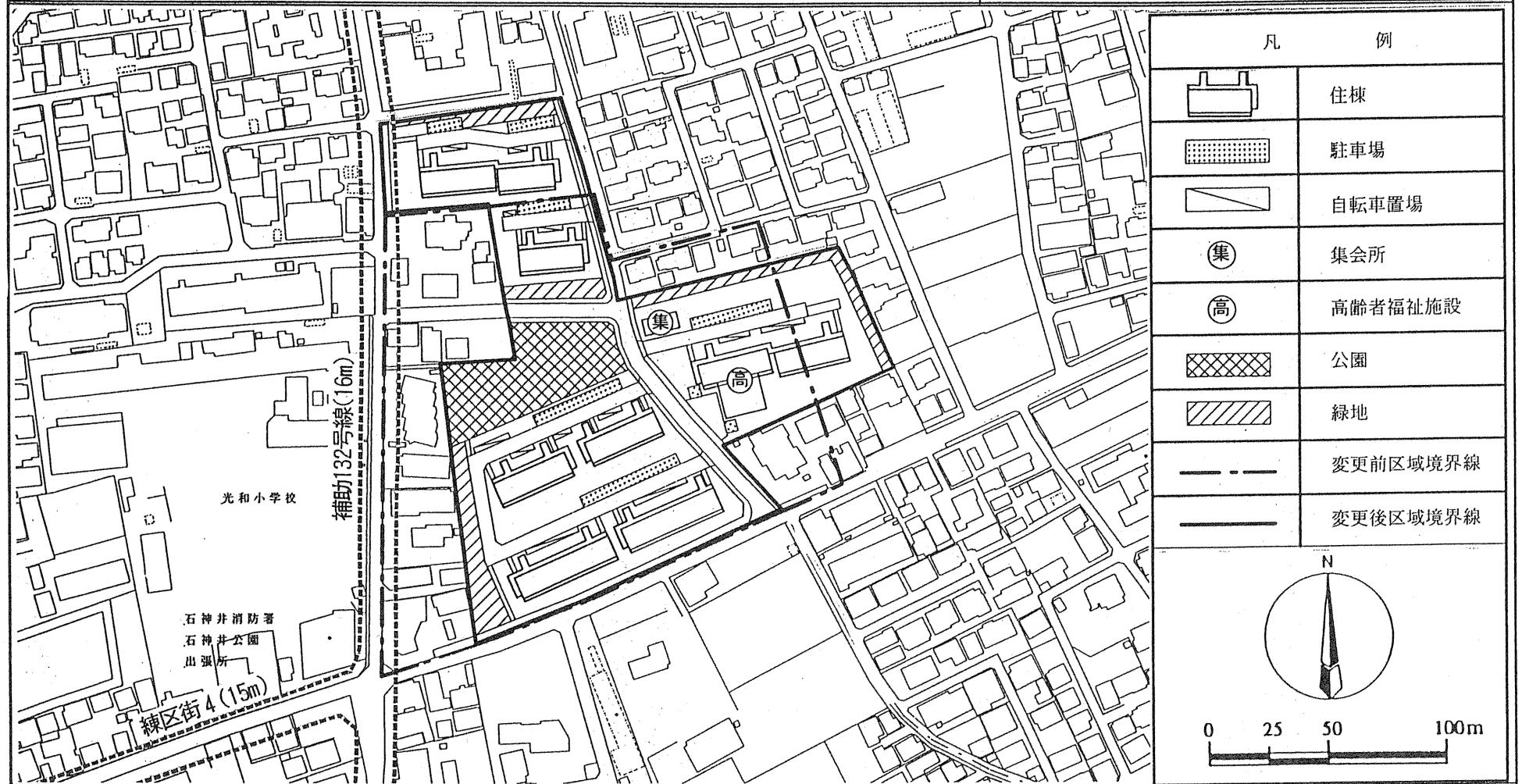
石神井町一団地の住宅施設計画図（配置図）

確認

平成10年11月19日

所管部課名

地域計画部土地利用計画課



東京都市計画一団地の住宅施設
 石神井町一団地の住宅施設計画図
 (建ぺい率の最高限度、及び容積率の最高限度)

確認 平成10年11月19日

所管部課名 地域計画部土地利用計画課

